

母子家庭、障害のある子どもに手当を支給

■児童扶養手当

対象 次の から までのいずれかに該当する、昭和63年4月2日以降に生まれた子ども（障害のある場合は20歳未満の子ども）を養育している母親、または養育している人
父母が離婚している
父が死亡、または重度障害のある人
未婚の母の子どもに準ずる状態

支給月額

- 1人目 9,850円 ~ 41,720円
 - 2人目は5,000円加算
 - 3人目以降は、1人につき3,000円加算
- 支給には所得制限があり、支給額は、前年の所得に応じて決まります。

《次の場合などは支給しません》

- 平成15年4月1日時点で、手当の支給要件に該当した日から5年を経過している
- 受給者が公的年金を受けている
- 子どもが児童福祉施設（保育所など通所施設を除く）に入所している

■特別児童扶養手当

対象 施設に入所していない、障害のある20歳未満の子どもを養育している人

支給月額

- 障害1級 50,750円
- 障害2級 33,800円

■現況届の提出を

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている人は、14日（月）から25日（金）（土・日曜日を除く）までに手続きをしてください。手続きをしないと、8月以降の手当は支給されません。また2年を経過すると受給資格を失います。

■重症心身障害児福祉年金

対象 市内に3か月以上住み、重度の障害のある20歳未満の子ども（施設に入所している子どもを含む）を養育している人



問い合わせ先 子育て支援課 (☎0848-6045) 48(64)2130

戦没者・原爆死没者の慰霊と

平和祈念の黙とう

8月15日は、終戦記念日であり、戦没者を追悼し、平和を祈念する日です。61年前、6日8時15分に広島市、9日11時2分長崎市に、原爆が投下されました。戦争や原爆の犠牲となり亡くなられた人たちのめい福と、世界恒久平和の実現を祈って、黙とうをささげましょう。



NO MORE WAR FOR PEACE

介護保険料の特別徴収

介護保険法の改正により、今年度から介護保険料の特別徴収対象年金に、遺族年金と障害年金が追加されました。

年額18万円以上受給されている場合には、今年10月に支給される年金から特別徴収（年金支給分から自動的に徴収）になります。

なお、介護保険料の算定には、遺族年金および障害年金の受給額は、今までどおり所得に含まれません。

問い合わせ先 高齢者福祉課 (☎0848-624) 08(64)2130



平和ポスター展 NO MORE WAR FOR PEACE

被爆体験を正しく継承し、平和意識を高めるために、平和ポスター展を開催します。平和の尊さについて考えてみましょう。

とき 1日(火)~11日(金) 9時~21時(11日は16時まで)

ところ 中央公民館

内容 広島と長崎の原爆被爆写真、ポスター、絵の展示

入場料 無料

問い合わせ先 人権推進課 (☎0848-676044 ☎0848-676199)